

JICTの制度の概要、投資対象分野の市場動向、 論点（案）等について

令和 7 年 1 0 月

総務省
国際戦略
国際戦略
省局課

- **JICT※**は、海外において電気通信事業、放送事業又は郵便事業を行う者等に対し、**投資やハンズオン等の支援を行う官民ファンド**。
- リスクマネーの供給拡大を通じて、**ICT分野における我が国事業者の海外展開を支援**。

※ JICT : Fund Corporation for the Overseas Development of Japan's **ICT** and Postal Services (Japan **ICT** Fund)

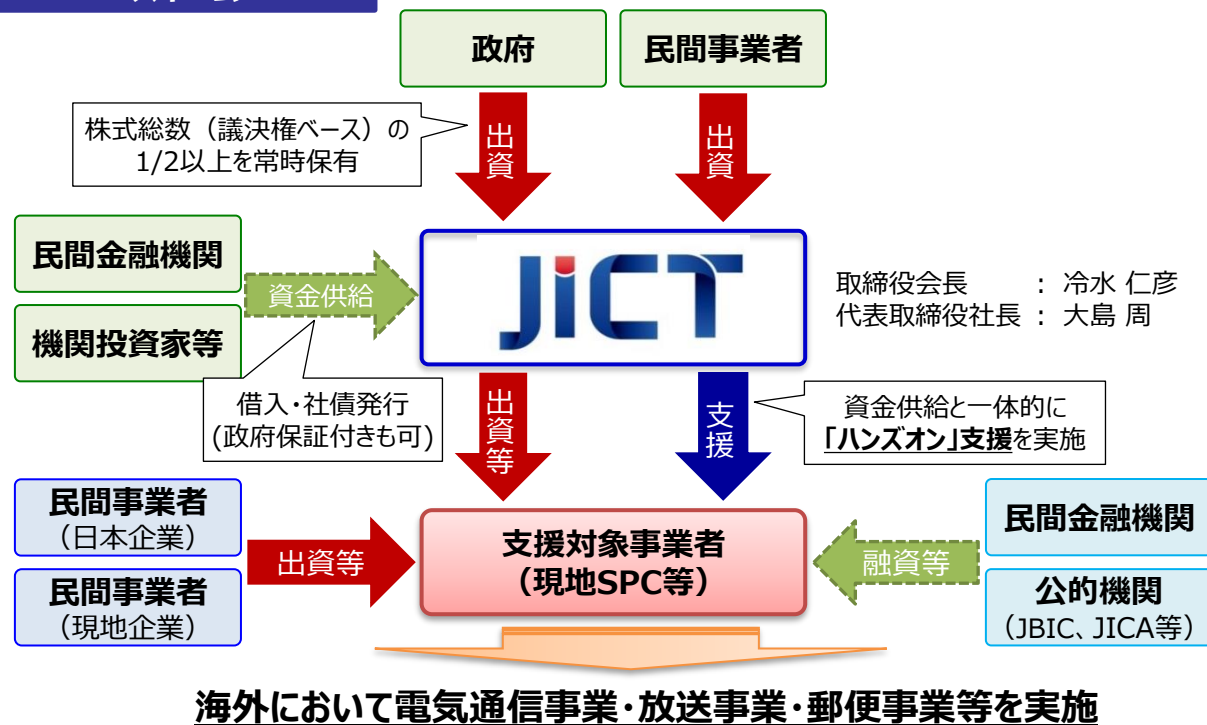
背景・目的

- ◆ 我が国の持続的な成長のためには、**世界の膨大なインフラ需要を積極的に取り込むことが重要**。
- ◆ 他方、海外で通信・放送・郵便事業を行うに当たっては、一般的なビジネスリスクに加えて、**規制分野であるが故の政治リスク**（相手国の急な法制変更等）等の特有のリスクが存在するため、**民間金融からの資金が集まりにくい等の課題**。
- ◆ このため、**長期リスクマネーを供給するとともに**、株主として事業に参画することによって相手国政府等との交渉力を強化し、我が国事業者の海外展開を後押し。

沿革

- 2015. 5. 29 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（JICT法）成立
- 2015. 9. 4 JICT法 施行
- 2015. 10. 9 JICT 設立認可
- 2015. 11. 25 JICT 設立（設置期限：2035年度末）**
- 2022. 2. 14 支援基準の一部改正 ※**存続期間：20年**

スキーム



支援対象事業のイメージ

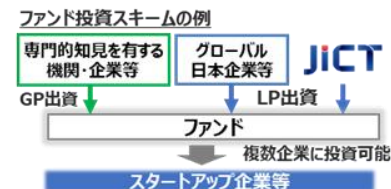
電気通信事業 ICTインフラの整備・運用やICTサービスを提供する事業



放送事業 放送網を整備・運用し、放送コンテンツを提供する事業



支援する事業 ファンドへのLP出資など、電気通信・放送・郵便事業を支援する事業



令和7年度財政投融资計画額 620億円（産業投資：500億円 政府保証：120億円）

機構の目的（第1条）

- 我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とする。

株式の政府保有（第4条）

- 政府は、常時、機構が発行している株式の総数の2分の1以上に当たる数の株式を保有していなければならない。

取締役及び監査役の選任等の決議（第14条）

- 機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

海外通信・放送・郵便事業委員会（以下「委員会」）の権限、組織（第17条、第18条）

- 委員会は、支援の対象となる事業者及び支援の内容の決定、株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定の他、会社法第362条第4項第1号及び第2号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定を行う。
- 委員会は、取締役である委員3人以上7人以内で組織し、委員の中には代表取締役及び社外取締役がそれぞれ1人以上含まなければならない。
- 委員の選定及び解職の決議は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

機構の主な業務（第23条）

- 海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対する出資、資金の貸付け、専門家の派遣、助言や、業務に関連して必要な交渉・調査等を行う。

株式等及び債権の処分の期限（設置期限）（第27条）

- 機構は、経済情勢、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、令和18年3月31日（2035年度末）までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。
- 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、令和18年3月31日（2035年度末）まででなければならない。

機構の管理・監督（第24条、第25条、第27条、第30条、第34条）

- 総務大臣による支援基準の策定、支援決定・株式等又は債権の処分等の決定・予算等の認可、監督命令等による監督、業務の実績評価等を実施。
- 支援基準の策定、支援決定の認可に際し、あらかじめ外務大臣（JICA所管）、財務大臣（JBIC所管）、経済産業大臣（NEXI所管）に協議。

- JICTは、**総務大臣の定める「支援基準」**（対象事業の支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定するに当たって従うべき基準）**に従い、支援決定を実施。**
- JICT法（附則第4条）※に定める同法の施行状況に関する検討の結果を踏まえ、令和4年2月に支援基準を改正し、**JICTの支援対象にハードインフラ整備を伴わないICTサービス事業に対する支援やファンドへのLP出資を新たに追加。**

※（参考）株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成27年法律第35号）（抄）

附則第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

支援基準のポイント（支援の対象となる対象事業が満たすべき基準）

〔1〕政策的意義

- 我が国の事業者が蓄積された知識、技術及び経験を活用すること
- 次に掲げる事業のいずれかを行おうとするものであること。
 - ア **海外において行われる通信・放送・郵便事業**であって、
 - ・通信・放送・郵便に係る**インフラの整備及びその運営若しくは維持管理**を行う事業
 - ・**ICTサービスを提供する事業**
 - イ 海外において行われる通信・放送・郵便事業を**支援する事業**

〔2〕民間事業者のイニシアティブによる運営

- 機構が我が国の事業者との間で**最大出資者とならないこと**（例外：一時的である場合）

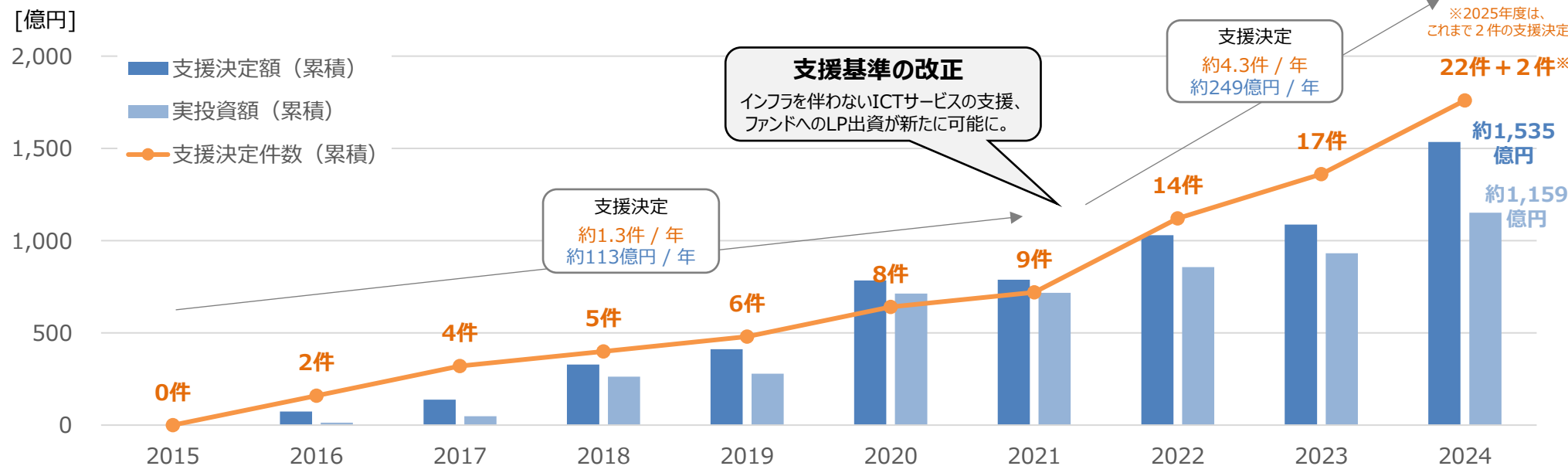
〔3〕対象事業の長期収益性の確保

- 対象事業者が適切な経営責任を果たすことが見込まれること
- **長期的には利益が確保**できると見込まれるものであること
- 機構が保有株式の譲渡等による資金回収が可能となる蓋然性が高いものであること

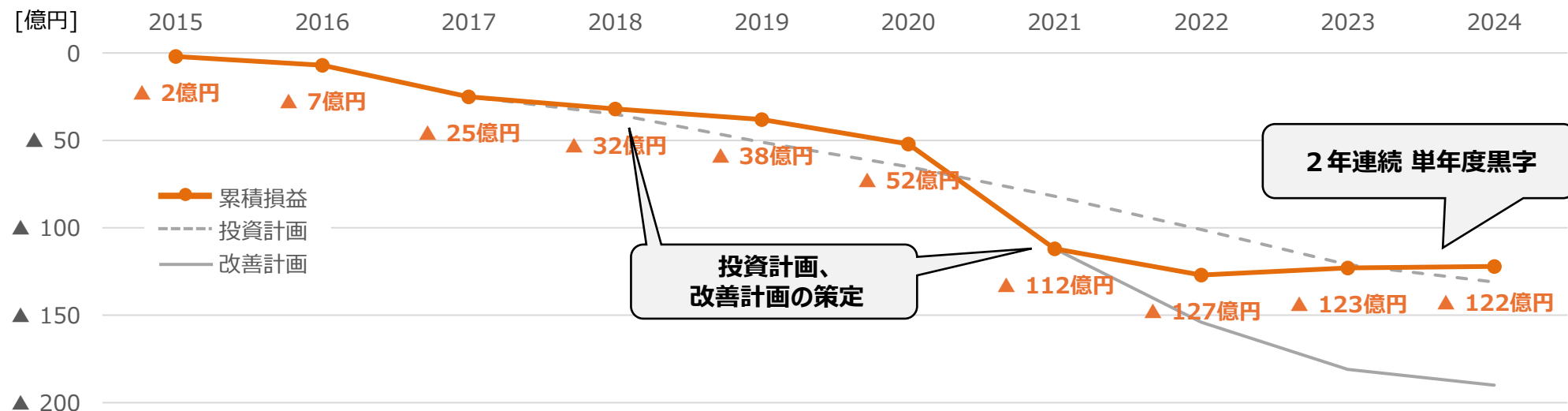
〔4〕他の公的機関との関係

- JBIC、JICA、NEXI等の**他の公的機関との間で十分な連携の下で適切な役割分担**が行われていること

支援件数・投資額の推移

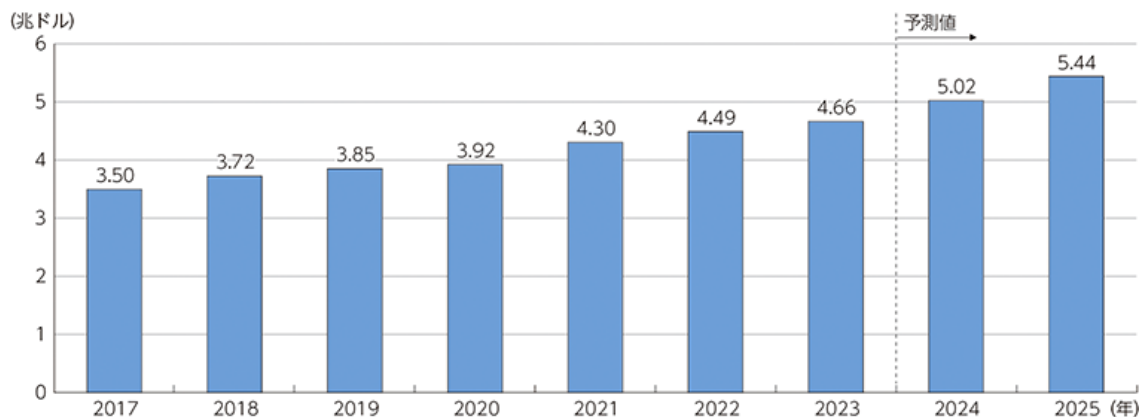


累積損益の推移

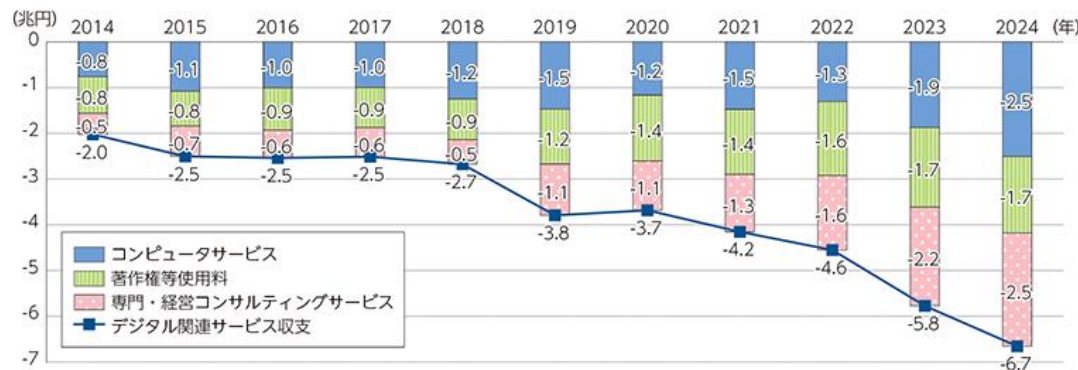


- **世界のICT市場規模**は、**2017年から2023年にかけて、3.50兆ドルから4.66兆ドルへと約33%増の成長**。他方、**日本のICT産業の国内総生産額**は、2017年から2023年にかけて、名目では約11%増、実質では約6.5%増と**世界市場の成長に比して伸び悩む**。
 - ・日本のICT産業の名目国内生産額 106.8兆円（2017年）→118.6兆円（2023年）
 - ・実質国内生産額 107.0兆円（2017年）→114.0兆円（2023年）
- また、国際収支統計（財務省）におけるデジタル関連サービス収支、**いわゆるデジタル赤字は、2014年には2.0兆円であったところ2024年には6.7兆円と3倍強に拡大**。また、貿易統計（財務省）における情報通信機器等のICT財の輸出入の赤字も2024年には3.4兆円となっている。

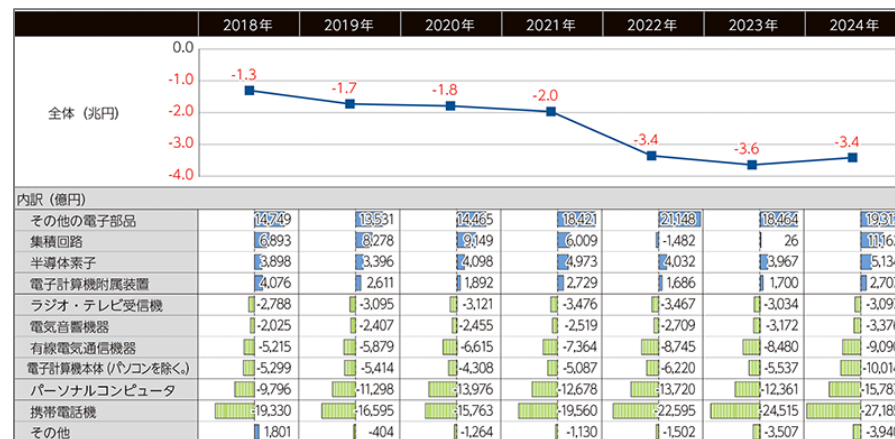
世界のICT市場規模（支出額）の推移及び予測



デジタル関連サービス収支の推移



日本のICT財の輸出額と輸入額の差引額の推移



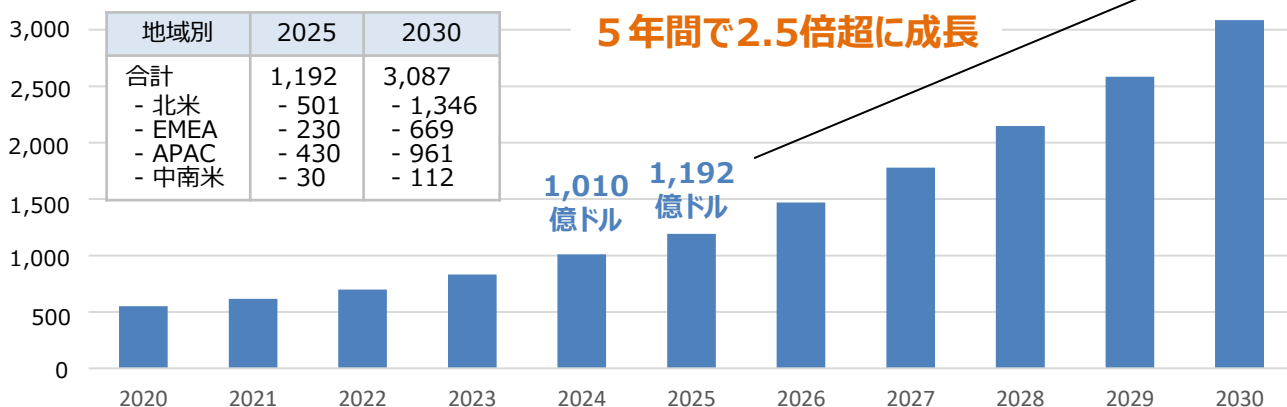
出典：総務省 | 令和7年版 情報通信白書 | データ集
(<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r07/html/datashu.html>)

※ ここでは、コンピュータサービス、著作権等使用料、専門・経営コンサルティングサービスの収支合計

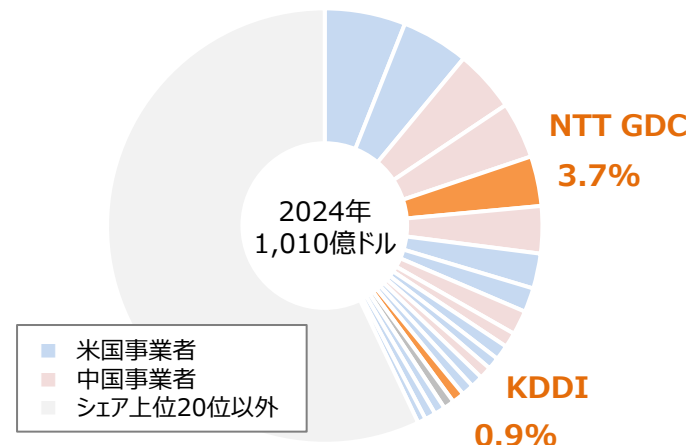
- **世界のデータセンター事業の市場規模**は、2025年は1,192億ドルのところ2030年には3,087億ドルに達し、**今後5年間で2.5倍超に成長**（年平均成長率21.0%）する予測。
- **用途別ではAI用、顧客別ではハイパースケラ向けのデータセンターが市場成長を牽引**する予測。
 - ・市場規模に占めるAI用の割合は、2025年は7%のところ2030年には49%とほぼ半分まで急拡大する予測。
 - ・市場規模に占めるハイパースケラ向けの割合は、2025年は44%のところ2030年には67%と2/3を超える予測。
- 事業者別の市場シェアについては、米国事業者、次いで中国事業者（中国国内を中心とするアジア市場がメイン）がシェアトップを占める中、**我が国事業者では、NTTグローバルデータセンターが第5位（中国事業者を除き第3位）、KDDIが第16位（中国事業者を除き第10位）**に位置づけ。

世界のデータセンター事業の市場規模

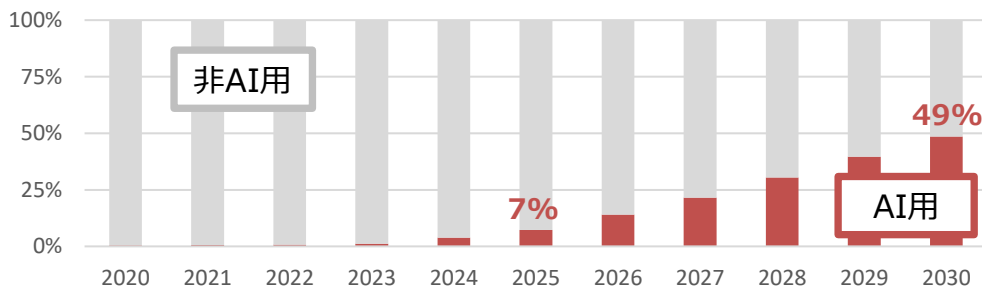
（単位：億ドル）



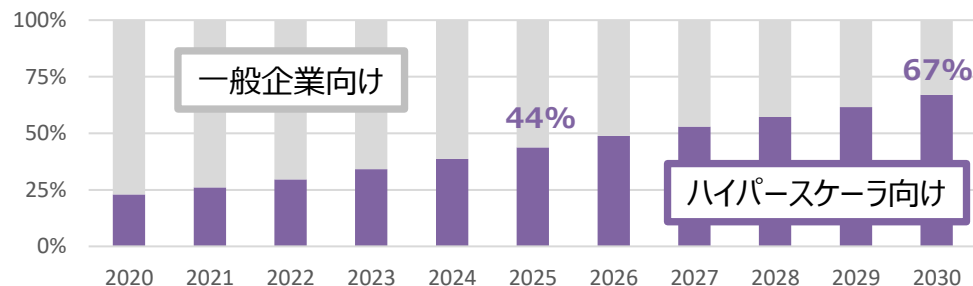
我が国事業者の市場シェア



市場規模に占めるAI用/非AI用の割合



ハイパースケラ向け/一般企業向けの割合



ICT分野に係る海外展開政策の動向

経済財政運営と改革の
基本方針 2025

[令和7年6月13日]

A Iを始めとするデジタル関連市場が世界的に拡大する中、いわゆるデジタル赤字の分野に加えて、資金決済等の金融サービスや知財等使用料を含め、我が国のデジタル関連サービス全般の海外展開を促進し、デジタル関連収支の改善を目指す。

スタートアップを含む日本企業の海外展開を政府一体で支援するため、2030年に45兆円の受注額を目指す「インフラシステム海外展開戦略2030」を推進する。

(略)

経済安全保障推進法附則に基づき、我が国の戦略的自律性・不可欠性を確保する観点から、同法の見直しについて、早急に検討する。国際的な通信、海底ケーブル、海運等のサービスに不可欠な物資やそれらに付随する不可欠な役務の確保に対応するほか、我が国の戦略的自律性を確実なものとするため、重要物資の安定供給確保の実効性を高める方策を検討する。

新しい資本主義の
グランドデザイン及び
実行計画 2025改訂版

[令和7年6月13日]

また、異なるベンダの機器を自由に組み合わせられる基地局システム（オープン RAN）市場の形成に向け、研究開発や海外展開を後押しする。

我が国の国際通信の99%が経由する海底ケーブルについて、経済安全保障の観点から、自律的な生産・敷設・保守の体制を確保する。

インフラシステム
海外展開戦略 2030

[令和6年12月24日]

デジタルインフラのうち、携帯電話（5G）については、有志国企業の異なるベンダーの機器を自由に組み合わせて基地局ネットワークを構築できるようにするシステム（Open RAN）を含む先端技術について、同志国と連携して5Gのネットワークシステムに係る信頼性や安全性、開放性の重要性を広めつつ、各国での実証事業や海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）による伴走支援等を通じ、6Gの規格の確定を待たずに日本製品のグローバル市場への浸透を図る。オール光、非地上系等を含む次世代情報通信インフラ（Beyond 5G）については、早期実現に向け、研究開発・国際標準化・社会実装・海外展開の取組を一体的に推進する。

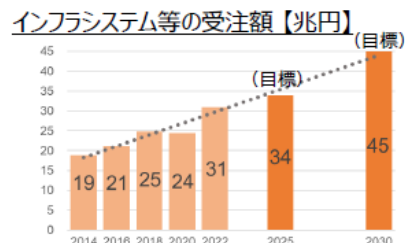
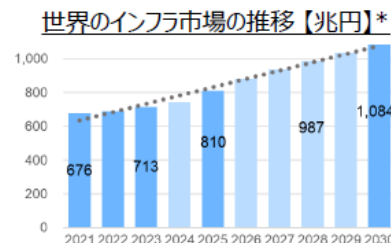
(略)

爆発的に増加するA Iの需要等に対応するため、データセンターや海底ケーブル等のデジタルインフラ、電力インフラについては、グローバルサウス諸国との連結性を強化する観点からも、同志国等と連携しつつ整備を推進する。

■ 日本政府は、経済成長の実現のため、経協インフラ戦略会議の下で政府一体となって、日本企業のインフラシステムの海外展開に取り組んでいるところであり、令和6年12月には、我が国の海外展開戦略を5年ぶりに抜本的に改定する形で「インフラシステム輸出海外展開戦略2030」を策定。

I. 世界のインフラ市場の状況

○世界のインフラ市場は旺盛な需要に支えられて今後も成長が継続。市場規模は、810兆円（2025）、1,084兆円（2030）に拡大するとの試算。我が国企業の海外展開の実績は31兆円（2022）に拡大。今後も成長の機会を捉えていく必要。



○国際社会は、気候変動等の地球規模の課題、自由で開かれた国際秩序への挑戦と分断リスクの深刻化、世界各地での人道危機等の「複合的危機」に直面。インフラの海外展開においても、投資・事業環境や経済安全保障上のリスクが増加。

○これらのリスクに加え、近年のインフラ市場の構造的な変化に対する対応が必要。

- ✓ **顧客ニーズの複雑化**：質の高いインフラ（ハード）の売り切りだけではなく、サービスやソフト面での付加価値をセットで提供するビジネスモデルへの適応が必要。
- ✓ **新興国企業の成長**：我が国企業の競争力が相対的に低下。開発途上国は対外債務の増に慎重。各国は民間資金動員に向けた取組を強化。
- ✓ **グローバルサウスの台頭**：人口増加、経済成長に伴い世界的なプレゼンスが強まるグローバルサウス諸国に対し、それぞれの状況等に応じた連携が必要。

*英調査会社（Oxford Economics社）のデータを基に佛野村総研が試算

II. 戦略2030の方向性

○相手国ニーズを踏まえ、相手国との共創を通じた我が国の「稼ぐ力」の向上と我が国企業の国際競争力の強化。

○経済安全保障等の新たな社会的要請への迅速な対応と国益の確保。

○グリーン・脱炭素（GX）やデジタルトランスフォーメーション（DX）等の社会変革をチャンスとして取り込むための機動的な対応。

○我が国が相手国からパートナーとして選ばれるため、総理・閣僚等によるトップセールスや官民ミッション・官民フォーラム等を通じ、発信力・提案力・交渉力を強化。

○直近のインフラ市場の動向等を踏まえ、**2030年のインフラシステムの受注額について、海外のインフラシステムの受注額45兆円をKPIとして設定**。官民の緊密な連携の下、本戦略に掲げる各施策を強力に推進（これまでのKPIは2025年の受注額34兆円）。

III. 戦略2030の具体的な施策

①：相手国との共創を通じた我が国の「稼ぐ力」の向上と国際競争力強化

- 相手国のニーズを踏まえた「懐に入る」対応：「オファー型協力」等を通じて我が国の強みを生かした積極的な事業提案・支援を推進。海外での我が国技術の実証等に対する支援を強化。
- PPPを含めた案件形成への積極的参画支援：マスタープランの策定等「上流」段階から積極的に関与。F/S等に対する支援を通じ、我が国企業の関与を強化。
- スタートアップや中小企業、地方の企業等に対する支援：販路開拓等の環境整備や資金調達等に対する支援を実施。

②：経済安全保障等の新たな社会的要請への迅速な対応と国益の確保

- 経済安全保障上重要なインフラ等への積極的関与：資源・エネルギー、食料等のサプライチェーンの強化に向けた支援を強化。
地域間の連結性向上（陸路、海路、デジタル等）のためのインフラ整備を推進、国内外の資源循環体制を確立。
- グローバルサウスとの連携強化：トップ外交、政策対話の深化、官民フォーラムの開催等による重層的な関係づくりを行う。

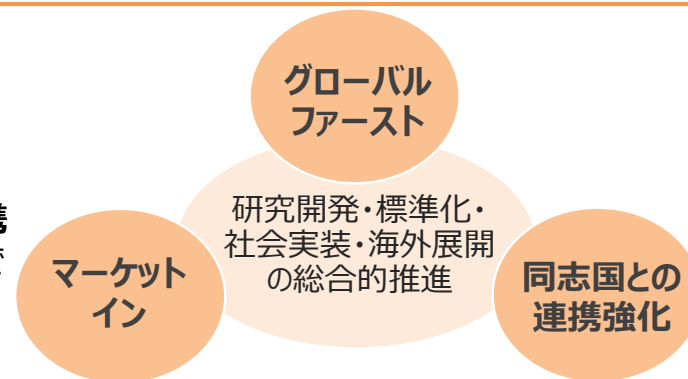
③：GX・DX等の社会変革をチャンスとして取り込む機動的対応

- GX、気候変動、環境関連の取組：AZEC等の枠組みを通じ、相手国の事情に応じたネットゼロに向けた協力を推進。
- その他 気候変動対策、環境分野：水技術や環境技術の海外展開に向けたF/Sや官民協働の提案。
- 防災分野：我が国の知見等を活かして相手国の災害リスクの軽減に協力。我が国の防災企業の海外展開を積極的に支援。
- デジタル分野、DX関連の取組：5G/Open RAN、海底ケーブル、電力・金融・宇宙等次世代の重要インフラの受注獲得を支援。
- 健康医療等分野：産官学医の連携強化等により、課題先進国としての知見を活かした保健・医療・介護分野の海外展開を推進。
- 新たな市場とルール整備の主導：国際標準化等、国際的なルールメイキングに対する関与を強化。
- 新たな市場に対応する人材育成等：海外派遣を含めた起業家育成・支援、二国間・多国間での人材育成・人材交流。

- 総務省では、令和7年6月、2030年頃を見据え、デジタル分野における国際競争力強化及び経済安全保障の確保に向けた各種政策を進めるに当たっての基本的考え方を定めるとともに、今後具体的に取り組む事項を整理した「デジタル海外展開総合戦略2030」を策定。

戦略の基本的考え方

- 2030年頃を見据え、**国際競争力の強化と経済安全保障の確保**に向け、戦略的自律性・戦略的不可欠性が求められる領域を**重点分野**として設定。
- **各重点分野**について、①**グローバルファースト**、②**マーケットイン**、③**同志国との連携強化**という3つの**横断的な考え方**に基づき、研究開発からグローバルな市場獲得まで**技術の産業化のための一貫した戦略的取組を推進**。



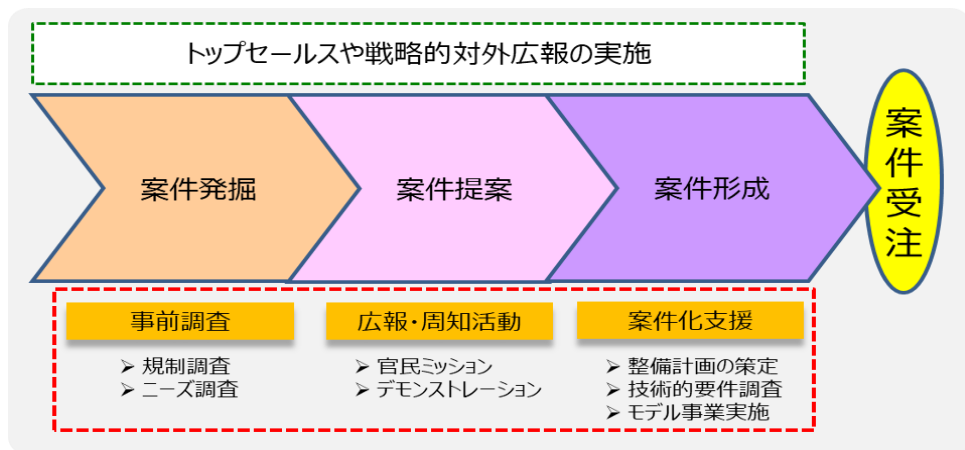
重点分野の目標・取組

海底ケーブル ● 体制強化を通じて安定的な需要確保を図り、自律的な供給体制を維持 [目標シェア35%] 具体的な取組 - 市場ニーズに合わせた技術力の強化 - 船団保有体制の構築等、生産・敷設・保守能力の強化 - 島しょ国等における海底ケーブルプロジェクト支援	モバイルネットワーク ● 同志国とも緊密に連携しつつ、自律的な開発・供給体制を維持 [オープンRAN市場で上位シェア] 具体的な取組 - 市場ニーズに合わせた技術力の強化 - エッジAIのモデル実証等の支援 - 海外の技術サポート拠点開設等、海外展開支援の強化	非地上系ネットワーク（NTN） ● HAPS、衛星通信サービスの安定的な利用確保と自律性向上 具体的な取組 - HAPSの研究開発支援と、防災・安全保障等の分野における需要の確保 - 低軌道周回衛星（衛星コンステレーション）を活用した新たな衛星通信サービスの導入支援	サイバーセキュリティ ● 我が国が自力で未知の脅威情報を早期に検知可能となるエコシステムを確立 具体的な取組 - 国産検知ソフトをNICTが開発、政府端末等へ導入し、データ収集・分析等を強化することで、民間での製品化を加速 - 高度訓練用の大規模演習環境を新たに構築・拡充
大規模言語モデル（LLM） ● 我が国企業による信頼できるLLMについて、様々な場面での活用が進展 具体的な取組 - 学習用日本語データの整備・提供強化等、我が国企業による信頼できるLLMの開発支援 - 公共部門を中心とした信頼できるLLMの活用促進	オール光ネットワーク（APN） ● ハイパースケーラー等への光伝送装置の導入を実現 [2030年頃にハイエンド市場でトップ3入り] 具体的な取組 - ハイパースケーラー等への売り込みを目指した研究開発の強化 - 研究開発と並行した海外市場拡大のためのショーケース整備	データセンター ● オール光ネットワーク（APN）とのパッケージ展開を実現 [2030年頃にシェア20%以上] 具体的な取組 - 海外においてAPNや発電システムと連携した新しいデータセンターのモデル実証等の支援 - JICTによる持続的・安定的なリスクマネー供給体制の整備	量子暗号通信 ● 我が国の量子暗号通信装置を世界各国に導入 [2030年頃に20カ国以上で採用] 具体的な取組 - 我が国の優位性強化のための研究開発の推進 - 量子暗号通信のユースケース創出のためのテストベッドの拡充・高度化

- ①デジタル技術を活用しグローバルな社会的課題を解決するとともに、経済安全保障の確保に資するとの観点から特に重要なシステム・サービスの海外展開について、**調査事業・実証事業等の予算支援**を実施。
- ②我が国の事業者が関わる海外における通信・放送・郵便事業に対して、**JICTによる長期リスクマネーの供給**を実施。
- ③デジタル海外展開プラットフォーム（2021年に設立された官民連携プラットフォーム）を通じて、我が国のデジタル技術の**海外展開に係る情報共有・チーム組成等の支援**を実施。

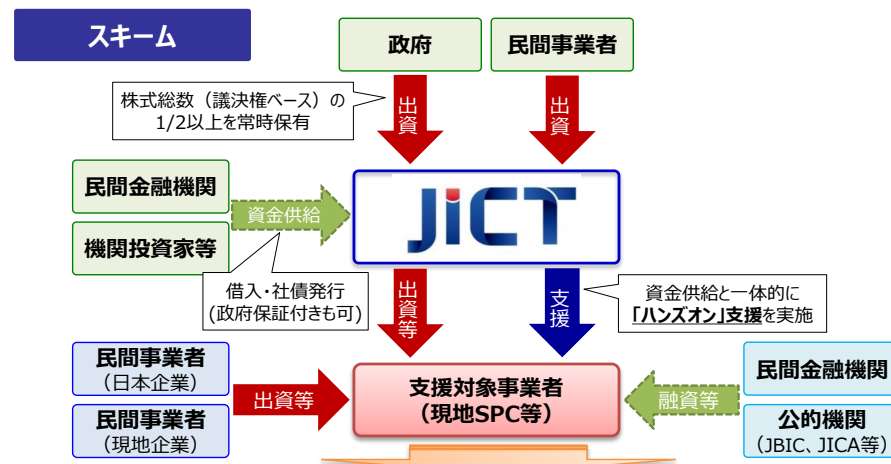
① 調査事業・実証事業等の予算支援

【令和7年度当初予算】0.5億円 【令和6年度補正予算】63.0億円



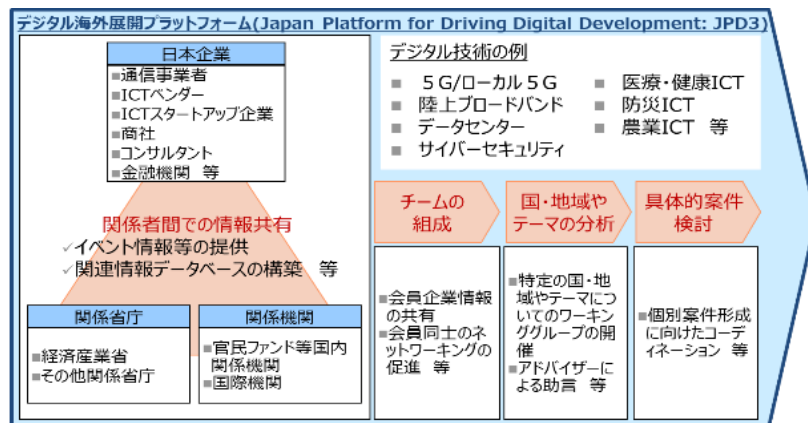
② JICTによる長期リスクマネーの供給

【令和7年度財政投融资計画】産業投資：500億円、政府保証：120億円



海外において電気通信事業・放送事業・郵便事業等を実施

③ 官民連携プラットフォームによる情報共有・チーム組成等の支援



日本のデジタル技術の海外展開

関係省庁・機関（JICT, JBIC, JICA, NEXI等）に加え、関係企業等276社・団体（2025年9月時点）が参加。

本検討会の今後の進め方 及びご議論いただきたい論点（案）

➤ 第1回（10月17日）

主な議事：事務局説明、JICT説明、意見交換

➤ 第2回、第3回（10月下旬）

主な議事（予定）：事業者ヒアリング

➤ 第4回（11月上旬）

主な議事（予定）：民間金融、政府系金融機関ヒアリング

➤ 第5回（11月中旬）

主な議事（予定）：JICTの経営状況の検証等、論点整理

➤ 第6回（12月）

主な議事（予定）：最終報告案

↓

➤ 年内目途

最終報告 取りまとめ

- JICTの投資対象分野における、市場動向、事業者のニーズ等を踏まえたリスクマネー供給の必要性、ハンズオン支援の在り方
- 関係する金融機関との役割分担や連携
- 他の海外展開支援施策との連携
- 政策性、収益性等を踏まえた投資方針の在り方
- JICTの投資リスク管理、情報開示、組織体制等のガバナンス強化等の在り方
 - 特に、1件あたりの投資規模が大きいデータセンター事業に係るリスク管理 等
- JICTの経営状況等を踏まえた今後の在り方（設置期限の延長の要否 等）

等

参考資料

- ・ JICTの主な財源である財政投融资（産業投資）の概要
- ・ JICTの財政投融资の要求額、計画額、実績額
- ・ 海外における類似機関
- ・ 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法
（平成27年法律第35号）
- ・ 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構支援基準
（平成27年総務省告示第412号）

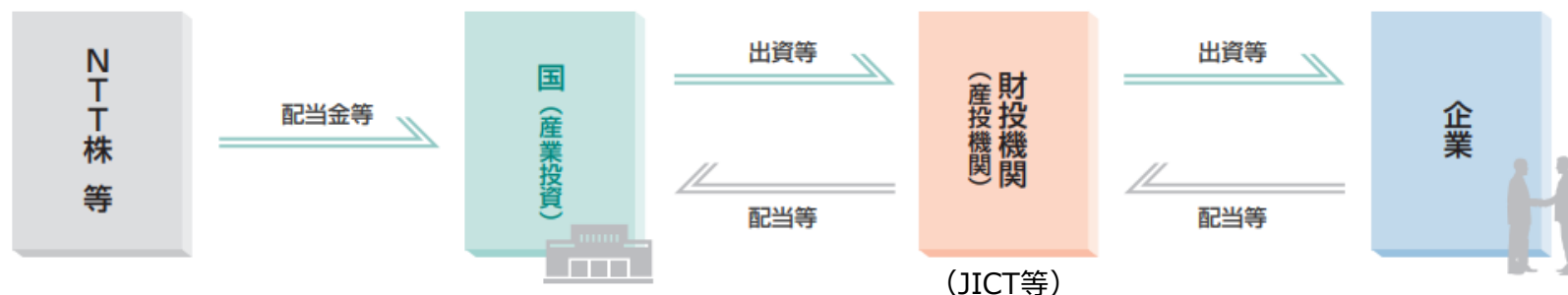
- **「財政投融資」**とは、税財源によらず、国債の一種である財投債の発行によって調達した資金などを財源とする、国による投融資活動。財政投融資の具体的な資金供給手法には、①**財政融資**、②**産業投資**、③**政府保証**の3種類がある。一般会計による補助金は、渡し切りの「無償資金」であるのに対して、**財政投融資が供給しているのは原資の回収を前提とした「有償資金」**。
- **JICTの主な財源である産業投資**は、「産業の開発及び貿易の振興のために、国の財政資金をもって行う投資」（特別会計法第50条）であり、**「政策性」と「収益性」の両方を満たすことが求められる**。

産業投資の特徴



産業投資の仕組み

- 政策的必要性が高く、リターンが期待できるものの、リスクが高いことなどから民間だけでは十分に資金が供給されない分野に対して、民間投資の呼び水としてのリスクマネーを供給



年度	要求額			計画額			実績額		
	産業投資	政府保証	計	産業投資	政府保証	計	産業投資	政府保証	計
平成27年度 [2015年度]	340	0	340	200	70	270	19	0	19
平成28年度 [2016年度]	266	361	627	200	361	561	32	0	32
平成28年度 補正	—	—	118	22	96	118	0	0	0
平成29年度 [2017年度]	225	241	466	190	226	416	16	0	16
平成30年度 [2018年度]	252	250	502	72	240	312	72	0	72
令和元年度 [2019年度]	300	130	430	267	85	352	225	0	225
令和2年度 [2020年度]	450	270	720	266	157	423	263	100※	363
令和3年度 [2021年度]	437	265	702	190	95	285	14	0	13
令和4年度 [2022年度]	460	250	710	250	155	405	210	100※	310
令和5年度 [2023年度]	540	200	740	244	209	453	21	0	21
令和6年度 [2024年度]	560	210	770	360	240	600	250	0	250
令和7年度 [2025年度]	590	210	800	500	120	620	—	—	—
令和8年度 [2026年度]	680	120	800	—	—	—	—	—	—
【単位：億円（単位未満四捨五入）】						累計	1,120	200	1,320

※ 政府保証付の社債を発行。

■ JICTと類似する諸外国の公的な投資ファンド等は以下のとおり。
【ファンド等の所在国】韓国ITファンド（Korea IT Fund：KIF）／韓国、Temasek／シンガポール、BUSINESS FINLAND／フィンランド、French Tech Mission／仏国、U.S. International Development Finance Corporation（USDFC）／米国

機関	KIF	Temasek	BUSINESS FINLAND	French Tech Mission	USDFC
設立	2002年	1974年	2018年	2013年	2019年
支援段階	実装段階	実装段階	事業構想、実証段階	事業構想、実証段階	実装段階
資金支援	○ (別ファンドへの出資も可)	○	○	－	○ (別ファンドへの出資も可)
非資金支援	－	－	○	○	○
支援内容	■ 重点分野：AI、ビッグデータ、IoT、5G、クラウド。 ■ ICT分野の中小企業に別のファンドを通じて間接的に投資。	■ 金融や農業、ICTなど幅広い分野に投資。	■ イノベーションの推進のほか、雇用や税収の増加等に役立つ技術開発に対して資金の提供等を通じて支援。 ■ 事業構想から実装の段階まで支援。中小企業には事業性を評価し、金融機関との調整を支援。	■ グリーンテック企業等のほか、2025年からAIに取り組むスタートアップ企業への支援を強化。 ■ スタートアップ企業と大企業、金融機関等との連携を強化するエコシステムの整備や、スタートアップ企業の国際的なアピール等に取り組む。	■ 重視している主な支援分野は、中小企業・女性起業家、気候変動対策、情報通信技術、ヘルスケア、インフラストラクチャ、農業・食料安全保障。
ファンド等運営方法	■ 韓国政府と連携し、専門家を受け入れる。 ■ 投資運営委員会において、公益性や韓国政府の政策との整合性をバランスよく考慮して投資を決定。	■ 投資を決定する際にはシンガポール政府の政策は考慮してなく、収益性のみを考慮。	■ 支援対象は、イノベーションの推進のほか、雇用や税収の増加等の効果で決定し、収益性は考慮していない。	■ 優れたスタートアップ企業を毎年、表彰・支援する「ラフレンチテック」において選出された企業に対し、タートアップマネージャーを配置し支援。	■ 支援対象プロジェクトの進捗を詳細にモニタリングして、開発効果をもたらすことができるようなプロジェクトが実施されるよう、進捗管理を実施。 ■ 重視している主な支援分野毎に、プロジェクト全体の開発効果についてもモニタリングし、プロジェクトの組成を見直すための検討を実施。

平成二十七年法律第三十五号

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法

目次

- 第一章 総則（第一条―第七条）
- 第二章 設立（第八条―第十三条）
- 第三章 管理
 - 第一節 取締役等（第十四条・第十五条）
 - 第二節 海外通信・放送・郵便事業委員会（第十六条―第二十一条）
 - 第三節 定款の変更（第二十二条）
- 第四章 業務
 - 第一節 業務の範囲（第二十三条）
 - 第二節 支援基準（第二十四条）
 - 第三節 業務の実施（第二十五条―第二十七条）
- 第五章 国の援助等（第二十八条・第二十九条）
- 第六章 財務及び会計（第三十条―第三十三条）
- 第七章 監督（第三十四条―第三十六条）
- 第八章 解散等（第三十七条・第三十八条）
- 第九章 雑則（第三十九条）
- 第十章 罰則（第四十条―第四十六条）

附則

第一章 総則

（機構の目的）

第一条 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構は、我が国の事業者が蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とする株式会社とする。

（定義）

第二条 この法律において「通信・放送・郵便事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 電気通信事業（電気通信設備を他人の通信の用に供する役務を他人の需要に応ずるために提供する事業をいう。）
 - 二 放送事業（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信の役務を提供する事業をいう。）
 - 三 郵便事業（信書その他の郵便物の送達の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業をいう。）
 - 四 前三号に掲げる事業が提供する役務の需要の開拓に寄与する事業その他の前三号に掲げる事業と密接に関連する事業であつて、前三号に掲げる事業と事業上の損益の全部を共通にするもの
- 2 この法律において「対象事業」とは、海外において行われる通信・放送・郵便事業又は海外において行われる通信・放送・郵便事業を支援する事業をいう。

（数）

第三条 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（以下「機構」という。）は、一を限り、設立されるものとする。

（株式の政府保有）

第四条 政府は、常時、機構が発行している株式（株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができるものと定められた種類の株式を除く。以下この条において同じ。）の総数の二分の一以上に当たる数の株式を保有していなければならない。

（株式、社債及び借入金の認可等）

第五条 機構は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第百九十九条第一項に規定する募集株式（第四十五条第一号において「募集株式」という。）、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六條に規定する募集社債（第三十五条及び同号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

- 2 機構は、新株予約権の行使により株式を発行したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 3 機構の借入金の現在額及び社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、機構の資本金及び準備金の額の合計額に政令で定める倍数を乗じて得た額を超えることとなつてはならない。

（政府の出資）

第六条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

（商号）

第七条 機構は、その商号中に株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構という文字を用いなければならない。

- 2 機構でない者は、その名称中に海外通信・放送・郵便事業支援機構という文字を用いてはならない。

第二章 設立

（定款の記載又は記録事項）

第八条 機構の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 機構の設立に際して発行する株式（以下「設立時発行株式」という。）の数（機構を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数）
 - 二 設立時発行株式の払込金額（設立時発行株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。）
 - 三 政府が割当てを受ける設立時発行株式の数（機構を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数）
 - 四 会社法第一百七条第一項第一号に掲げる事項
 - 五 取締役会及び監査役を置く旨
 - 六 第二十三条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する旨
- 2 機構の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録してはならない。
- 一 監査等委員会又は会社法第二条第十二号に規定する指名委員会等を置く旨

二 会社法第百三十九条第一項ただし書の別段の定め
(設立の認可等)

第九条 機構の発起人は、定款を作成し、かつ、発起人が割当てを受ける設立時発行株式を引き受けた後、速やかに、定款及び事業計画書を総務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第十条 総務大臣は、前条の規定による認可の申請があった場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 設立の手続及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。
- 二 定款に虚偽の記載若しくは記録又は虚偽の署名若しくは記名押印（会社法第二十六条第二項の規定による署名又は記名押印に代わる措置を含む。）がないこと。
- 三 業務の運営が健全に行われ、対象事業の推進に寄与することが確実であると認められること。

2 総務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

(設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任)

第十一条 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第三項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(会社法の規定の読替え)

第十二条 会社法第三十条第二項、第三十四条第一項、第五十九条第一項第一号及び第九百六十三条第一項の規定の適用については、同法第三十条第二項中「前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社の成立前」とあるのは「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二十七年法律第三十五号）第十条第二項の認可の後株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の成立前は、定款」と、同法第三十四条第一項中「設立時発行株式の引受け」とあるのは「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第十条第二項の認可の」と、同号中「定款の認証の年月日及びその認証をした公証人の氏名」とあるのは「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第十条第二項の認可の年月日」と、同法第九百六十三条第一項中「第三十四条第一項」とあるのは「第三十四条第一項（株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

(会社法の規定の適用除外)

第十三条 会社法第三十条第一項及び第三十三条の規定は、機構の設立については、適用しない。

第三章 管理

第一節 取締役等

(取締役及び監査役の選任等の決議)

第十四条 機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(取締役等の秘密保持義務)

第十五条 機構の取締役、会計参与、監査役若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第二節 海外通信・放送・郵便事業委員会

(設置)

第十六条 機構に、海外通信・放送・郵便事業委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(権限)

第十七条 委員会は、次に掲げる決定を行う。

- 一 第二十五条第一項の対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容の決定
- 二 第二十七条第一項の株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定
- 三 前二号に掲げるもののほか、会社法第百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定

2 委員会は、前項第一号及び第二号に掲げる決定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

(組織)

第十八条 委員会は、取締役である委員三人以上七人以内で組織する。

2 委員の中には、代表取締役及び社外取締役が、それぞれ一人以上含まなければならない。

3 委員は、取締役会の決議により定める。

4 委員の選定及び解職の決議は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5 委員は、それぞれ独立してその職務を執行する。

6 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

7 委員長は、委員会の会務を総理する。

8 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

(運営)

第十九条 委員会は、委員長（委員長に事故があるときは、前条第八項に規定する委員長の職務を代理する者。次項及び第三項において同じ。）が招集する。

2 委員会は、委員長が出席し、かつ、現に在任する委員の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

4 前項の規定による決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。

5 前項の規定により議決に加わることができない委員の数は、第二項に規定する現に在任する委員の数に算入しない。

6 監査役は、委員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

7 委員会の委員であって委員会によって選定された者は、第三項の規定による決議後、遅滞なく、当該決議の内容を取締役会に報告しなければならない。

8 委員会の議事については、総務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した委員及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

9 前項の議事録が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。）をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、総務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

10 前各項及び次条に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(議事録)

第二十条 機構は、委員会の日から十年間、前条第八項の議事録をその本店に備え置かなければならない。

2 株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を総務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 債権者は、委員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

4 裁判所は、第二項各号に掲げる請求又は前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、機構に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第二項又は前項の許可をすることができない。

5 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。

6 取締役は、第一項の議事録について第二項各号に掲げる請求をすることができる。

(登記)

第二十一条 機構は、委員を選定したときは、二週間以内に、その本店の所在地において、委員の氏名を登記しなければならない。委員の氏名に変更を生じたときも、同様とする。

2 前項の規定による委員の選定の登記の申請書には、委員の選定及びその選定された委員が就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

3 委員の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

4 機構は、委員に選定された取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨を登記しなければならない。

第三節 定款の変更

第二十二条 機構の定款の変更の決議は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第四章 業務

第一節 業務の範囲

第二十三条 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 対象事業者（第二十五条第一項の規定により支援の対象となった事業者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合又は外国の法令に基づいて設立された団体であつてこれらの組合に類似するものを含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に対する出資

二 対象事業者に対する基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百三十一条に規定する基金をいう。）の拠出

三 対象事業者に対する資金の貸付け

四 対象事業者が発行する有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下この号及び第十二号において同じ。）及び対象事業者が保有する有価証券の取得

五 対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得

六 対象事業者の発行する社債及び資金の借入に係る債務の保証

七 対象事業者のためにする有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利に限る。）の募集又は私募

八 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する技術者その他の専門家の派遣

九 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する助言

十 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）第二条第二項に規定する知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。）の移転、設定若しくは許諾又は営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密及び外国におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。）の開示

十一 前号に掲げる業務のために必要な知的財産権の取得をし、若しくは移転、設定若しくは許諾を受け、又は営業秘密の開示を受けること。

十二 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券（第二十七条第一項及び第二項において「株式等」という。）の譲渡その他の処分

十三 債権の管理及び譲渡その他の処分

十四 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査

十五 対象事業を推進するために必要な調査及び情報の提供

十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

十七 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務

2 機構は、前項第十七号に掲げる業務を営もうとするときは、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。

第二節 支援基準

第二十四条 総務大臣は、機構が対象事業の支援（前条第一項第一号から第七号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「対象事業支援」という。）の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定するに当たって従うべき基準（以下この条及び次条第一項において「支援基準」という。）を定めるものとする。

2 総務大臣は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、外務大臣、財務大臣及び経済産業大臣に協議しなければならない。

3 総務大臣は、第一項の規定により支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。

第三節 業務の実施

(支援決定)

第二十五条 機構は、対象事業支援を行おうとするときは、支援基準に従って、その対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定しなければならない。

- 2 機構は、対象事業支援をするかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。
- 3 総務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、外務大臣、財務大臣及び経済産業大臣に協議しなければならない。
- (支援決定の撤回)

第二十六条 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、前条第一項の規定による決定（次項において「支援決定」という。）を撤回しなければならない。

- 一 対象事業者が対象事業を行わないとき。
- 二 対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。
- 2 機構は、前項の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、対象事業者に対し、その旨を通知しなければならない。

(株式等の譲渡その他の処分等)

第二十七条 機構は、その保有する対象事業者に係る株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。

- 2 機構は、経済情勢、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、令和十八年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。
- 3 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、令和十八年三月三十一日まででなければならない。

第五章 国の援助等

(国の援助等)

第二十八条 総務大臣及び国の行政機関の長は、機構及び対象事業者に対し、これらの者の行う事業の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、総務大臣及び国の行政機関の長は、機構及び対象事業者の行う事業の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(財政上の措置等)

第二十九条 国は、対象事業支援その他の対象事業の円滑かつ確実な実施に寄与する事業を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第六章 財務及び会計

(予算の認可)

第三十条 機構は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の予算を総務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の予算には、その事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類を添付しなければならない。

(剰余金の配当等の決議)

第三十一条 機構の剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(財務諸表)

第三十二条 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を総務大臣に提出しなければならない。

(政府保証)

第三十三条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の第五条第一項の社債又は借入れに係る債務について、保証契約をすることができる。

第七章 監督

(監督)

第三十四条 機構は、総務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

- 2 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(財務大臣との協議)

第三十五条 総務大臣は、第五条第一項（募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して社債を発行し、又は資金を借り入れようとするときに限る。）、第十条第二項、第二十二條、第二十三條第二項、第三十条第一項、第三十一条又は第三十八條の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(業務の実績に関する評価)

第三十六条 総務大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならない。

- 2 総務大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

第八章 解散等

(機構の解散)

第三十七条 機構は、第二十三條第一項各号に掲げる業務の完了により解散する。

(合併等の決議)

第三十八条 機構の合併、分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の決議は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第九章 雑則

(報告の徴収等)

第三十九条 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十章 罰則

第四十条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の拘禁刑に処する。

- 2 前項の場合において、犯人が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四十一条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第四十二条 第四十条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

第四十三条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又はこれらの職にあった者が、第十五条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第三十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第五条第一項の規定に違反して、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。
- 二 第五条第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかったとき。
- 三 第二十一条第一項又は第四項の規定に違反して、登記することを怠ったとき。
- 四 第二十三条第二項の規定に違反して、業務を行ったとき。
- 五 第二十五条第二項又は第二十七条第一項の規定に違反して、決定を行ったとき。
- 六 第三十条第一項の規定に違反して、予算の認可を受けなかったとき。
- 七 第三十二条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。
- 八 第三十四条第二項の規定による命令に違反したとき。

第四十六条 第七条第二項の規定に違反して、その名称中に海外通信・放送・郵便事業支援機構という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に海外通信・放送・郵便事業支援機構という文字を使用している者については、第七条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条 機構の成立の日の属する事業年度の機構の予算については、第三十条第一項中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「その成立後遅滞なく」とする。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和元年一二月一一日法律第七一号） 抄

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定（「第六十八条第二項」を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。）、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第二百二十四条及び第二百二十五条の規定 公布の日

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

○総務省告示第四百十二号

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二十七年法律第三十五号）第二十四条第一項の規定により株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構支援基準を次のように定めたので、同条第三項の規定に基づき、これを公表する。

平成二十七年十一月三十日

総務大臣 山本 早苗

（令和四年総務省告示第三十四号 一部改正）

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構支援基準

機構が対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定するに当たって従うべき基準を次のとおり定めることとする。

1 支援の対象となる対象事業が満たすべき基準

機構の支援の対象となる対象事業は、次の(1)から(4)までに定める基準をいずれも満たすこととする。

(1) 政策的意義

① 我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験が活用され、我が国及び海外における通信

・放送・郵便事業に共通する需要の拡大に通じるものであること。

② 次に掲げる事業のいずれかを行おうとするものであること。

ア 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二十七年法律第三十五号。以下「法」という。）第二条第二項に規定する対象事業のうち、海外において行われる通信・放送・郵便事業であつて、通信・放送・郵便に係るインフラの整備及びその運営若しくは維持管理を行うもの又はICTサービスを提供するもの

イ 法第二条第二項に規定する対象事業のうち、海外において行われる通信・放送・郵便事業を支援する事業

③ 海外における需要の開拓又は事業の円滑な運営のために、機構による支援が有効であると見込まれるものであること。

④ 我が国の外交政策及び対外経済政策との調和がとれているものであること。

(2) 民間事業者のイニシアティブによる運営

① 機構と協調して、民間事業者から対象事業者に対して出資等の資金供給が行われること。

② 民業補完性に配慮し、機構が我が国の事業者との間で対象事業者への最大出資者とならないこと。ただし、機構が我が国の事業者との間で最大出資者となることが一時的であると認められる場合は、この限りでない。

(3) 対象事業の長期収益性の確保

- ① 対象事業が公的な資金による支援を受けることに鑑み、対象事業を効率的、効果的かつ確実に実施する体制を確保する等、対象事業者が適切な経営責任を果たすことが見込まれること。
- ② デューデリジェンスを通じて、長期的には利益が確保できると見込まれるものであること。

- ③ 支援決定を行ってから一定の期間以内に、機構が保有する対象事業者に係る株式等の譲渡その他の方法による資金回収が可能となる蓋然性が高いものであること。

- ④ 外部要因等により撤退を余儀なくされる場合に備え、対象事業者が、関係者との間で、あらかじめ撤退に関する取決めを行っていること。

(4) 他の公的機関との関係

機構と株式会社国際協力銀行、独立行政法人国際協力機構及び独立行政法人日本貿易保険をはじめとする他の公的機関との間で十分な連携の下で適切な役割分担が行われていること。

2 対象事業支援全般について機構が従うべき事項

機構が対象事業支援を行うに当たっては、次の(1)から(5)までのいずれにも従うこととする。

(1) 運営全般

- ① 機構の支援は公的な資金を活用するものであることに鑑み、政策目的に沿って効率的に運営

すること。

② 民間事業者の事業活動を後押しする視点を踏まえ、民業補完に徹すること。

③ リスクが高く民間事業者のみでは十分な実施が困難な事業に対し、他の公的機関を含む関係者間で適切なリスク共有を図りつつ資金供給を行うこと。

④ 民間事業者の人材・ノウハウを活用すること等を通じて、支援に必要な体制を構築すること。また、将来民間事業者で活躍できる事業創造の核となる人材の育成に努めること。

⑤ 現地における我が国公的機関と連携し、対象事業の円滑な運営のため、相手国政府・民間事業者その他関係者との交渉・調整を行うこと。

⑥ 国に対し、対象事業の状況等について適時・適切に報告すること。

⑦ 新規及び継続中の対象事業について支援継続の必要性等を事業年度ごとに検証し、その検証結果を踏まえ、必要に応じ、当該対象事業への支援及び投資全体の運用方針を適切に見直すこと。

⑧ 投資に係るリスクを継続的に把握・評価し、専門人材の確保を含めたリスク管理のための体制を整備した上で、適切なリスク管理を行うこと。併せて、コンプライアンスリスクの管理も十分に行うこと。

投資規律の確保

(2)

① 情報の取扱いについては、競争に与える影響等を踏まえ、適正に行うこと。その上で、適切な情報開示を継続的に行うことで、国民に対する説明責任を果たすこと。

② 事業を推進する機能と事業性を判断する機能のバランスの取れた適切な体制を構築すること等を通じ、投資規律を確保すること。

③ 民間事業者の慣行を踏まえ、投資プロフェッショナルをはじめとする機構の役職員の報酬を業績と連動させる等、機構の役職員が責任をもつて業務を行う体制を整備すること。

④ 投資事業を行う組合等を経由した支援を行う場合においても、政策目的を踏まえた適切な投資が行われるよう契約により担保するとともに、適切にフォローアップを行うこと。

(3)

機構の長期収益性の確保

① 個別の対象事業支援を通じて得られる総収入額が、長期的に必要な総支出額（出資者に対する適切な配当を含む。）を上回るよう、事業年度ごとに進捗状況や収益性を適宜評価しつつ、長期収益性を確保すること。

② 対象事業の収益が悪化した場合に、その改善に向けた措置を尽くすこと。それでもなお改善が見込めない場合には、対象事業者を含む第三者への保有株式売却等の方策を検討すること。

③ 対象事業には想定していた需要を確保できずに採算割れを招く「需要リスク」が存在することを踏まえ、投資案件が特定の事業類型に過度に偏ることがないように、機構の目的の範囲内に

おける投資の中で適切な分散投資を行うこと。

- ④ 民間事業者と連携・調整の上、必要に応じて機構の役職員又は外部の専門家を派遣する等、適切に対象事業に対する事業参画・運営支援を行うこと。

(4)

機構への民間出資者等との関係

- ① 機構への民間出資者等の構成について、機構の中立性及び幅広い民間出資者等を確保する観点から適切なものにする事。

- ② 機構の業務執行の方針について、必要に応じて、機構への民間出資者等から意見聴取を行い、機構の運営に反映させること。

(5)

政府の関係施策との連携

- ① 効率的・効果的に対象事業の支援を行う観点から、必要に応じて、関係省庁、地方公共団体、政府関係機関、対象事業に関連する官民ファンドその他関係者と相互に連携を図り、守秘義務に留意しつつ、情報交換等に取り組むこと。

- ② ベンチャー企業や地域経済を支える民間事業者への支援にも配慮すること。